

「滋賀県立総合病院都市ガス供給業務」に関する質問への回答書

NO.	質問内容	回答
1	仕様書 3(4)契約最大需要期使用量 に関しまして、弊社供給条件では契約最大需要期使用量の定めはございません。ご了承いただけますでしょうか。また、弊社落札の際、仕様書を契約書に合綴される場合は、こちらの記載は削除いただけますでしょうか。	了承します。 削除可能です。
2	仕様書 7・契約書 第4条 に関しまして、ガスのご使用実績が契約年間最高使用量を超過した場合にも清算額が発生します。弊社供給条件では、契約年間最高使用量(年間予定使用量の130%、10の位以下切上)を上回った場合と、契約年間引取量(年間予定使用料の0.7%、10の位以下切捨を下回った場合、契約最大使用量を超過した場合に、清算金が発生いたします。ご了承いただけますでしょうか。また、弊社落札の際、仕様書を契約書に合綴される場合は、こちらの記載をご変更いただけますでしょうか。)	契約年間引取量が70%を下回る場合においては、了承します。 変更可能です。
3	契約書 第7条 に関しまして、「乙は、あらかじめ定められた日に記録された値の読みにより使用ガス量を算定し」と記載がございますが、と毎月検針を実施するのは、一般ガス導管事業者となりますので、弊社は行いません。ご了承いただけますか。	検針票の提出をお願いします。
4	契約書 第7条 に関しまして、「甲の指定する職員の検査を受けなければならない。」と記載がございますが、弊社を含むガス小売事業者は検査のために何か行う必要なことはございますでしょうか。	同上
5	契約書 第9条 3 に関しまして、延滞利息について、弊社供給条件では「その算定の対象となる料金から、消費税等相当額を差し引いた金額に年10パーセントの割合を乗じて算定してえた金額」と定めております。ご了承いただけますでしょうか。また、弊社が落札させていただいた際には、この記載をご変更いただけますでしょうか。	協議します。
6	入札金額の算定方法に、「(入札単価)×(数量)=(入札金額)」と記載がございますが、弊社の算定方法と全く異なります。ご指定の算定方法で入札金額を算出することは可能ですが、弊社が落札させていただいた場合、入札金額と実際のご請求額が異なることとなります。(入札金額より高くなる場合がございます)ご了承いただけますでしょうか。	入札金額に相違ないようにお願いします。
7	落札後の契約手続きについては、契約書ではなく弊社所定の「通知書」による取り扱いは可能でしょうか。	当院作成の契約書を使用します。
8	落札後の契約手続きについて、「通知書」による取り扱いが不可の場合、契約書は電子契約サービス「クラウドイン」による契約手続きを行うことは可能でしょうか。弊社所定の契約書による取り扱いとさせていただきます。※「電子契約サービス「クラウドサイン」導入のご説明とご利用のお願い」をご参照ください。	同上
9	落札後の契約手続きについて、「クラウドイン」による取り扱いが不可の場合、弊社指定の契約書様式(紙の様式)にて契約手続きを行うことは可能でしょうか。	同上
10	弊社が落札させていただいた場合、落札後の提出書類として契約申込書を作成いたします。ご提出いただくことは可能でしょうか。	可能です。
11	仕様書11ガス小売事業者の責務等(1)に関しまして、「自主調査を契約期間内に行うこと」と記載がありますが、弊社是对応できないものとなります。弊社落札の際は、対応できないものとなりますが、ご了承いただけますでしょうか。	了承します。